

令和 7 年 7 月

工事、委託及び修繕業務受注者 様

城南衛生管理組合

個人情報を含む工事書類等の取扱いについて

当組合が発注する工事、委託及び修繕業務に伴い受注者が提出する書類（以下「工事書類等」という。）には、従業員の個人情報を含むものがあります。

特に、令和 2 年 1 0 月に施行された建設業法の改正により施工体制台帳に作業員名簿の添付が義務付けられ、この作業員名簿には工事に従事する全ての作業員の氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等の個人情報を記載することが義務付けられています。

つきましては、工事書類等に含まれる個人情報の取扱いを適切に行う必要があることから、工事書類等の提出に当たっては、下記の事項に留意してください。

なお、当組合に提出された個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に基づき適正に管理します。

記

1. 工事、委託及び修繕業務の管理に必要な個人情報提出しないこと。
2. 資格、技能等の証明に個人情報が記載された書類等を提出する場合、必要に応じて個人情報部分は黒塗り等の配慮を行うこと。
(例) 顔写真、生年月日、本籍、個人番号など
3. 作業員名簿等のような提出が義務付けられている個人情報を含む工事書類等については、提出する他の工事書類とは別冊で提出すること。

以上